平成２４年（フ）第４５３号
茨城県ひたちなか市大字東石川3137番地12
東京エネシスひたちなか寮、旧住所茨城県久慈郡大子町大字大子1166番地
債務者　志田　和恵
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８８号
茨城県水戸市笠原町1041番地の１　ポーロニアＡ棟101号
債務者　新島　英二
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　昭
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
千葉県茂原市茂原640番地10　時の村きさらぎ館401号
債務者　櫻井ツヤ子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１６０９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地第１号棟第705号室、住民票上の住所京都市伏見区日野野色町90番地の１
債務者　忍田　守郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　健作
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目22番12号
債務者　久保　昭弘
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今里　晋也
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１４号
北九州市八幡西区割子川２丁目２番20号
債務者　山下　秀法
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８号
愛知県東海市中ノ池５丁目９番地８、住民票上の住所愛知県東海市加木屋町三ツ池１番地の２　Ｂ棟103号
債務者　森下　貴典
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
群馬県沼田市西倉内町592番地２
債務者　松本　　晧
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
長崎県長崎市畝刈町600番地17
債務者　北川　愼嗣
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
石川県河北郡津幡町字太田ほ272番地４、従前の住所金沢市本町２丁目17番５号
債務者　泉　　匡**隆**
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
北海道虻田郡ニセコ町字西富245番地１
債務者　菅間　信一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第２４号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦146番地の20
債務者　青木　将人
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　朋英
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２９号
神奈川県平塚市万田930番地の11、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上410番地の４　オレンジヴィラ湯河原206号
債務者　唐　　寿子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６６号
岡山県倉敷市曽原149番地11
債務者　歴舎あゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
神戸市北区北五葉６丁目１番42―402号、従前の住所神戸市北区桂木３丁目13番地の18　濵島方
債務者　志田　郁子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部